

【別紙5 償還猶予者へのフォローアップ支援フロー図】

《事務の流れ》

- ① 県社協(償還事務センター)は借受人に対し、猶予申請の案内・生活状況確認シートを送付。
- ② 県社協(償還事務センター)は猶予が決定した借受人に対し、決定通知・市区町村社協等への面談案内・市区町村社協一覧を送付。
(自立相談支援機関の支援を受けている借受人は当該機関で相談を受けるよう、それ以外の借受人は居住地の市区町村社協で相談を受けるよう記載)
県社協(償還事務センター)は猶予決定者を「①猶予社協」「②猶予自立」に区分し、生活状況確認シートを福祉フォロークラウドにアップする。
- ③ データアップの通知を受けた市区町村社協は内容を確認し、自立相談支援機関で支援を受けていると回答した借受人の情報(猶予延長決定者のリスト・生活状況確認シート)を自立相談支援機関へ提供する。
- ④ 自立相談支援機関は、提供された情報を確認する。リスト内に自立相談支援機関で支援を受けていない借受人がいた場合は市区町村社協へ連絡をする。
- ⑤ 借受人から連絡があるので、市区町村社協は相談日を調整するとともに、生活状況確認シートの内容をふまえ、借受人の状況が確認できる資料等を持参して来所するよう伝える。
生活状況・課題の聞き取りを行い、自立相談支援機関での支援を希望するかを確認。
相談の方法は、原則対面で行うが、電話等も可。
連絡のない借受人に対し、可能な範囲で市区町村社協からアウトリーチをする。
自立相談支援機関での支援が適切ではない借受人については、当該社協で見守り支援を行う。
相談を受けた借受人が自立相談支援機関での支援が適切と認められる場合、本人の同意を得たうえで自立相談支援機関へ必要な情報提供・つなぎをする。
- ⑥ 自立相談支援機関は、生活再建に向けた支援を行う。
支援のなかで、その他機関(ハローワーク等)での支援が適切であると認められた場合は、調整し、支援へつなぐ。
- ⑦ その他機関は、生活再建に向けた支援を行う。
- ⑧ 猶予期間が終了に近づいたら、市区町村社協又は自立相談支援機関は、借受人の償還能力を判断した上で、免除・猶予・償還の調査意見書と支援記録を作成し、福祉フォロークラウドにより県社協(償還事務センター)へ提出する。
自立相談支援機関は、市区町村社協を通じて提出する。
- ⑨ 県社協(償還事務センター)は、意見書をもとに審査し、免除・猶予・償還について決定を行い、福祉フォロークラウドへ結果を更新する。
- ⑩ データアップの通知を受けた市区町村社協は内容を確認し、自立相談支援機関から意見書の提出があった借受人の審査結果について、自立相談支援機関へ提供をする。
- ⑪ 県社協(償還事務センター)は借受人に対し、審査結果を通知する。
(結果と対応例))
償還免除)→償還免除者への支援
猶予再延長→支援継続等
償還開始)→償還再開

